

第 1 4 2 回

京都市大規模小売店舗立地審議会

議 事 録

日 時：平成 26 年 9 月 1 日（月）

午後 2 時～ 3 時 30 分

場 所：職員会館 かもがわ

開 会

●事務局（小山課長） それでは定刻になりましたので始めさせていただきます。本日は委員の皆様方には、ご多忙中にもかかわらずご出席を賜りまして誠にありがとうございます。ただ今から、京都市大規模小売店舗立地審議会を開催させていただきます。本日の委員の皆様のご出席状況でございますが、現在、6名の委員の方にご出席いただいております。したがって京都市大規模小売店舗立地審議会規則第3条第3項の規定により、本審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは審議に先立ちまして、商工部長の安河内からご挨拶させていただきます。

●安河内部長 本日は大変お忙しいところ、またお足元の悪いなかをご出席いただきまして誠にありがとうございます。また日頃は、審議会の運営に何かとご協力をいただいております。誠にありがとうございます。本日はつきましては、まずアバンティの届出者説明、グルメシティ上桂店の届出者説明、それからコープ二条駅の答申案検討でございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

●事務局（小山課長） それではお手許の資料のご確認をお願い申し上げます。委員の皆様のお手許には本日の審議会次第、それから資料1～6まですべてホッチキス止めをいたしまして、一つづりになっております。資料1「アバンティ検討資料」、資料2「グルメシティ上桂店検討資料」、資料3「コープ二条駅に係る検討資料」、資料4「コープ二条駅に係る届出者提出資料」、資料5「(仮称)万代五条西小路店 市意見通知」、資料6「立地法に係る計画一覧」まで、ページにいたしまして43ページまででございます。もし欠落等ございましたら、お申しつけくださいませ。以上の資料を机の上に置かせていただいております。ご確認のほどよろしくお願い申し上げます。

また、事前に送付しておりますアバンティ、グルメシティ上桂店、及びコープ二条駅の計画説明書をお持ちでない方につきましては、事務局にお申し出いただきましたらお渡しいたします。ですのでよろしくお願い申し上げます。

それでは早速審議会を始めたいと思います。恩地会長、よろしくお願い申し上げます。

議 題

1 平成26年3月届出案件

「アバンティに係る届出者説明」

●恩地会長 それでは、これより第142回京都市大規模小売店舗立地審議会を始めます。まず議題1の「平成26年3月届出案件 アバンティ」の届出者説明ですが、その前に届出案件に

ついて事務局から説明をお願いしたいと思います。事務局、よろしく申し上げます。

●事務局 それでは事務局から説明申しあげます。まず資料1をご覧くださいませでしょうか。アバンティの検討資料でございます。アバンティの今回の変更の中身は前回申しあげたとおり、アバンティのなかにコンビニエンスストアを設けるということで、コンビニエンスストアの開店時刻が23時までですけれども、それに加えて駐輪場の付置義務がかかってくる関係で、駐輪場の一部を届出上の駐輪場として届けたというのが変更の中身になります。

これにつきまして3ページをご覧くださいませでしょうか。立地法に基づく意見書の状況ですけれども、書いておりますとおり法に基づく意見書の提出はございませんでした。また、法に基づく地元の説明会での意見等の概要ですけれども、駐車場の利用時間を変更しますので主にそういったことに関連して、「駐車場を新設するのか」というご質問がございました。駐車場については後ほど説明があると思いますが地下に駐車場がございまして、そこにとめるということになっております。また「コンビニが出店した場合、路上駐輪をして買い物することがないようにしてほしい」ということと、「周辺に多くのコンビニがある中、出店した理由は」、「アバンティ閉店後はどこから入るのか」といったようなご質問がございました。

周辺の状況につきましては、7ページ、9ページをご覧くださいませでしょうか。事務局のほうで撮影しております。これで申しあげますと3番と4番にあたる場所、バスターミナルのところの敷地の北側のほうから撮影した写真があります。ここにありますようにバスの案内所がありまして、長距離バスの切符を売っているところですが、その奥のところにコンビニエンスストアがあります。ですから、建物のなかにコンビニがあるという形になっています。また、その前側、建物の北側の部分、2番のところをご覧くださいませとおわかりのようにここに駐輪場のスペースを設置しております。このなかの一部を、届出としては付置義務がかかってくる台数分を駐輪場として届け出るという変更内容になっています。

駐車場や荷さばきですけれども、建物の南側の道路になります。7ページの地図でいいますと6・7番が駐車場の出入口、もしくは荷さばきということになります。これが写真では9ページの6・7番のところから駐車場への出入りがあるという状況です。

事務局からの概要は以上になりますので、それでは届出者から説明をしていただきたいと思っております。

●恩地会長 それでは届出者説明を行います。担当の方々に入っていただきますので、事務局、申し上げます。

——（担当者入室）——

●事務局 本件についての計画概要は先ほどご説明したとおりですので、届出者から計画を説

明していただきます。まず自己紹介をしていただいたあとに、ご説明いただきますようお願いいたします。

●アバンティ（山口） いつも京阪バスをご利用いただきましてありがとうございます。私、京阪バス株式会社経理部の山口と申します。本日はよろしく願いいたします。

●アバンティ（水野） 立地法の手続きの担当をさせていただいております、応用技術株式会社の水野と申します。よろしく願いいたします。

それでは失礼ですが着席してご説明させていただきます。私どもが入る前に概要のほうは説明をしていただいたと思いますが、従前より営業しております京都駅前のアバンティのなかにコンビニエンスストアを入れるということで、営業時間の変更が発生したということで届出をさせていただいております。

主な変更計画の説明書について説明をさせていただきます。大規模小売店舗の名称としてはアバンティということで、設置者としては小売業部分の床を所有いたします5名の届出者名で届出をさせていただいております。今回の小売店舗の増床面積につきましては、100平米分がコンビニエンスストアに変わるということで、増床後は1万4,782平米の小売店舗面積になります。また駐輪場の収容台数につきましては、57台分を条例に基づいて届出をさせていただいております。また、営業時間につきましては従前の届出では午前10時より午後9時で届出をさせていただいておりますが、今回このコンビニ部分、セブン&アイ・フードシステムズの部分のみ、午前6時30分より午後11時で届出をさせていただきました。

それに伴い、駐車場を利用することができる時間帯についても午前9時30分から午後9時30分が、午前6時から午後11時30分の利用時間ということで届出をさせていただいております。また、荷さばきを行うことができる時間帯につきましても、午前8時から午後8時までの届出でございましたが、今回、コンビニエンスストアが荷さばきをさせていただく荷さばき施設2については、午前6時より午後10時で変更の届出をさせていただきました。

施設の概要につきましては駅前の商業地域でございます。こちらに7,190平米分の建物敷地について、区分所有の建物のなかの一部をコンビニエンスストアに用途を変更したものでございます。店舗概要につきましては、このビルは商業棟、及びホテル棟から成る複合施設でございます。今回は1階の京阪バスの待合スペースの一部をコンビニエンスストアに変えたという次第でございます。小売業者といたしましては、核となる小売業者がイズミヤ株式会社、その他として東京山喜株式会社、株式会社ココカラファインヘルスケア、そして今回のコンビニである株式会社セブン&アイ・フードシステムズでございます。

駐車場の設置、及び運営計画につきましては、現状、京都駅八条口駐車場ということでこちらは特約駐車場となっております。総収容台数208台のうち、小売店舗用として26台を届出させていただいております。また、駐輪場につきましては店舗前面に有料駐車場として、もと

もとは放置自転車対策として107台分の駐輪スペースを確保させていただいております。そのうちの57台分を小売店舗用として今回の届出をさせていただいております。この駐輪場につきましては、利用時間は8時間ごとに100円という課金制を取っております。また、最初の2時間につきましては無料ということで運用させていただいております。この必要駐輪台数の算出根拠につきましては、京都市の付置義務条例に基づいて算定させていただいております。それで57台が必要ということで57台分の届出をしております。駐輪場の管理体制につきましては、機械式ラック方式で管理をしております。

また荷さばき施設につきましては、今回、コンビニエンスストアとしては午前6時から8時のあいだで2台分、午後8時から午後10時で2台分、それぞれ延刻した2時間ずつで2台ずつ搬入車両を利用させていただくということで、時間延長の届出をさせていただいております。10ページには各荷さばき施設ごとの利用台数を記載させていただいております。

また騒音の発生による予測につきましては15ページです。等価騒音レベルについては、A地点、B地点、C地点、ともに環境基準の評価値を下回っております。また夜間の最大値につきましては18ページです。a、b、c地点のなかでb地点のみ50dBに対して64dB、これはちょうど自動車の入庫口部分に当たりますので、その音を拾っているのが超過しております。ただし、保全対象であるB地点では47dBという結果で基準値を下回っております。

駐車場の利用状況につきましてはこのコンビニができることにより、増加台数は1時間当たり1台程度と予測しておりますので、現況の駐車台数のなかで対応できると考えております。また、23ページには駐輪場の利用状況を2月の時点で調査しております。今の駐輪場のキャパとしては107台がキャパシティですけれども、2月の時点では平日で11時台、休日で13時台ですすでに満車の状況でございます。今回、コンビニエンスストアができた状況を確認してございます。調査をしたのが8月でございますので、気温等の状況にもよりますが満車になる時間帯が少し早まっております。

あとは店舗資料のほうを付けておりますが、施設関係の図面を付けております。まず、付図3に1階の配置図を記載しております。付図3-2には変更前の状況を記載しております。付図3-3で今回の変更後ということで、ちょうどエスカレータの東側にハッチングをしたコンビニ部分ということで100平米を追加させていただいております。1階のエスカレータ横に今回のコンビニを追加させていただいているような次第です。ほかについては変更はございません。

以上、簡単ではございますが、今回の変更届出の概要説明に代えさせていただきます。

●恩地会長 それではただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見があればお願いいたします。

●石原委員 ご説明ありがとうございました。まず、基本的な質問ですが1階平面図の変更のところを見ているのですが、コンビニへの入口はアバンティの店舗のなかのみが出入口になる

ということですが、長距離バスのところから直接出入りする形ではなく、あくまでもアバンティの店舗店内からのみということですか。

●アバンティ（山口） 高速バスの待合所の側からも入れるようになっていました。この図面で見ますとドアの絵が抜けております。自動ドアなので開くタイプの絵にならないのですけれども。

●石原委員 早朝と夜はアバンティ内部に入らずに、長距離バスのほうからの出入りのみということですか。

●アバンティ（山口） そうです。夜間はバスの待合所から、あとはここに風除室と書いていますが、こちらのほうは24時間開いていますのでそこからも入れます。

●石原委員 わかりました。それと駐輪場の問題がいちばん課題だと思うのですけれども、わりとアバンティさん自身が結構苦労しておられると思っているのです。現状のこの23ページのところでいうと、これは閉店前に、すでに昼の時間に飽和状態になっているわけです。これがコンビニ開店後、より飽和の時間帯が長くなったということはないのでしょうか。

●アバンティ（山口） 先ほど簡単にご説明させていただきましたが、満車になる時間が若干早くなっています。それが今回8月に調査をしておりますので、前回の2月に比べると季節的なものがあるのではないかと考えているのですけれども、実際若干早くなっているということがいえます。

●石原委員 コンビニのできた影響かどうかは少し明確にわからないところはあろうかと思えますけれども、そもそも抱えていらっしゃる問題が大きくて、余地はないのかという話なのですけれども、駐輪場を増設するような余地は、箇所はないのでしょうか。

●アバンティ（山口） このビルは再開発のビルで区分所有という形態になっているものから、それぞれの所有者さんにとって正面というものが全部異なっております。皆さん、正面に私の家の目の前には困るというような話もございます。そのあたりのビルとしての調整がかなり難しいというところでございます。ただ、ビルとして、そのような問題があるのは承知しておりますので、今後検討していかないといけないと考えているところでございます。

●石原委員 ある程度飽和状態になれば、設置を増やさずに例えば無料時間を1時間にするとか、そのような料金的なアプローチも考えられないこともないと思いますので、またご検討い

ただければと思います。

●アバンティ（山口） はい。

●恩地会長 それに関連して私のほうからもご質問したいのですけれども、駅の利用者との店舗の利用者がおそらく入り混じって駐輪しているという状況ではないかと思うのです。本来、付置義務駐輪場であれば、建物の店舗などを利用する方の分として 57 台を確保するかどうか重要になってくるはずなので、そのあたりをきちんとコントロールできるように何か工夫していただくことが大事なのではないかと思います。それで今の無料時間の短縮や、あるいは京都市が運営している駐輪場はだいたい 1 日 150 円ですね。今、8 時間で 100 円ということで、短時間の利用者の方は京都市の駐輪場よりこちらのほうが安いのでこちらに行くわけです。そういう料金政策的なものを少しコントロールすることによってなんとか。

またはおそらく京都駅の南側は全体的にまたいろいろな再開発があると思うので、そのときにもう一度整理しないといけないのかもしれないかもしれませんが、そういったことも時節を鑑みて、上手に運営していただけるとありがたいなと思います。そのあたりはいかがでしょう。何かコメントをいただければ。

●アバンティ（山口） 実は7月の時点で8時間無料のところを6時間と少し短く、試験的にやってみたことがあります。それによって長時間の駐輪が若干減ったという報告は受けております。それをどんどん短くしていくのがいいのかどうかは、今後検討していかないといけないと思います。先ほどおっしゃいましたように、駅のほうの駐輪場が 1 日 150 円で、こちらは 6 時間 100 円としても 12 時間まででしたら、月 20 日、会社に行ったとしても 2,000 円程度ですみます。定期券の利用のほうが、駅のほうが 2,700 円程度だったと思います。それに比べてもこちらのほうが安いということは十分認識しております。今後そのあたりを含めて、駅前を今きれいにされていますが、その整備状況も見ながら検討していきたいと考えています。

●恩地会長 よろしくお願ひします。ほかにご質問、ご意見はございませんでしょうか。

私からも一つ、荷さばき時間の変更をすでにされているわけですね。それに伴った苦情はありませんか。

●アバンティ（山口） これにつきましても事前にビル管理者、店舗のほうにも確認しているのですが、今のところクレームやトラブルはないと聞いております。

●恩地会長 ほかにございませんか。それではほかにご意見、ご質問がないようでしたら、次に現地調査の実施、及び追加資料請求の有無についてお聞きします。まず、現地調査について

はいかがでしょうか。まとまって行く必要があるかどうかということですが、今日で
きれば近いところですので、各自で行っていただければということでもよろしいかと思
いますけれどもどうでしょうか。

——（委員から特に発言なし）——

●恩地会長 そうしましたら現地調査につきましては、各委員が各自で行かれることとして、
揃っての現地視察は行わないことにしたいと思います。案内が必要な場合は事務局からの案内
ということにさせていただきます。

次に追加資料についてはどうでしょうか。事務局、いかがでしょうか。

●事務局 今のご質問のなかで、特に直接資料請求をされたものはなかったと思
いますけれども。

●恩地会長 いかがでしょうか。特に追加での資料請求はなしということでもよろしいでし
ょうか。

——（異議なしの声）——

●恩地会長 それでは資料請求についてはなしということでお願いいたします。それではこれ
で届出者からの説明を終了いたします。ご担当者の方、どうもご苦勞様でした。ご退席いた
だいて結構です。ありがとうございました。

●アバンティ ありがとうございました。

——（担当者退室）——

2 平成 26 年 3 月届出案件

「グルメシティ上桂店に係る届出者説明」

●恩地会長 それでは次に、議題 2 の「平成 26 年 3 月届出案件 グルメシティ上桂店」の届
出者説明ですが、その前に届出案件について事務局から説明をお願いします。

●事務局 それでは 11 ページですけれども資料 2 をご覧いただけますでしょうか。グルメシ
ティ上桂店の今回の変更ですけれども、前回簡単にご説明しましたとおり、開店時刻の繰り上

げになります。もともと開店時刻は朝9時から夜の9時45分までだったのを、2時間早めて朝7時開店、閉店時刻は同じく9時45分になります。それに合わせて駐車場の利用時間帯が変わってまいります。駐車場が6時45分、朝7時開店の15分前からということで早くなっております。この二つでございます。荷さばきの時間については、もともと当初から朝6時から荷さばきを行うことができることになっておりまして、その変更はしないということで届出内容としては、営業時間と駐車場の利用時間帯ということになっています。

意見書等の状況は13ページをご覧くださいませでしょうか。まず、法に基づく意見書の提出はございませんでした。地元の説明会における意見等の概要ですけれども、「朝7時から開店する目的は何か」、「朝の時間帯の客数の見込みは」ということ。「朝の時間帯は飲食物だけを販売するのか」ということもありましたが、これについては普通に全部お店を開けるということの説明がありました。

あとは「左折入場、右左折出庫で安全確保を行うとあるが、現実には右折入場する車が見受けられる。右折入場を禁止すると住宅地である細街路への進入が予想されるので、現状の運用がいいのではないか」というご意見がございました。これにつきましては19ページをご覧ください。ちょっとややこしい話ですけれども店舗の入口は、真ん中に嵯峨街道、主要地方道宇多野嵐山山田線と書いていますが、基本的にはここを北に上がっていく車が左折で入ってくる。7番に書いている矢印です。左折で入るのが本来の来店車両の経路になっているのですけれども、逆に北側から南行してくる車が右折で入ってくるケースがあるらしいのです。店舗側としてはあくまでも左折イン、右左折アウトということでお客様にお願いしているのですけれども、現状では右折で入ってくる車があります。

今回、説明会でご意見をおっしゃった方は、おそらくグルメシティ上桂店のすぐ南側の道路を西に行った住宅地のあたりの方で、要はここで右折入庫を禁止してしまうと右折で入れないということで、北から入ってきた車が三叉路のところ例えばいったん右折で曲がって、奥に入ってきて、そこでUターンで戻ってきて左折して曲がって、左折で入ってくるという通路で来られると自分の住宅地の前を車がわりと通ることになるので、「それがいいかどうかということがありますよね」というフワッとしたニュアンスでいわれていたもので、お店側としては「そうですね」というわけにはいかないもので、現状としては左折入場、右左折出庫をお願いしているということをおっしゃっておられました。

次に「店舗前の道は朝の時間帯は交通量が多いので、整理員が必要と思う」ということ。「説明会参加者が4名しかいない。折込みチラシで知ったが、町内会の回覧を依頼すればもう少し多くの参加を見込めたのではないか」というご意見がございました。

次に、開店時刻の繰り上げですけれども、立地法上は届出を出せばできますのですすでに実施済みです。その直後ではないのですが、実施済みのあとに9時ぐらいの状況を事務局のほうで撮りに行っています。それが21ページの写真です。ざっとご覧いただきますと駐車場の状況は3番の写真ですけれども、車の来店はほとんどないという状態です。駐輪場のほうは4・5

番のところをご覧くださいますと自転車もあまりとまっていない状況でした。

事務局からの説明は以上になります。

●恩地会長 ありがとうございます。それでは届出者説明を行いたいと思いますので、担当者の方々に入っていただきます。事務局、お願いします。

——（担当者入室）——

●事務局 それでは届出者から計画を説明していただきます。まず、自己紹介をしていただいたあとにご説明いただきますようお願いいたします。

●グルメシティ上桂（寺本） お世話になります。株式会社グルメシティ近畿本部総務部の寺本と申します。よろしく願いいたします。こちらにおりますのが、弊社グルメシティ上桂店店長の増田でございます。

●グルメシティ上桂（増田） 増田です。よろしく願いいたします。

●グルメシティ上桂（寺本） こちらは届出業務をサポートしてくれました、株式会社環境総合テクノスの神前です。

●グルメシティ上桂（神前） 神前と申します。それでは説明を私、神前のほうからさせていただきます。よろしく願いいたします。

それではグルメシティ上桂店の変更計画説明書に従いましてご説明させていただきます。まず、1ページ目に今回の変更計画の概要を記載させていただいております。小売店舗の名称はグルメシティ上桂店、所在地は京都市西京区山田畑田町9番3他5筆です。小売店舗を設置する者の氏名または名称につきましては、設置者はコーナン商事株式会社、代表取締役正田直太郎、住所は大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1です。

今回のこの大規模小売店舗の変更する日は、平成26年5月1日にすでに変更させていただいております。店舗面積は1,500平米となっております。今回の変更届の内容ですが大きくは営業時間の変更でして、開店時間を朝9時から朝の7時に変更する。閉店時間につきましては9時45分のみ変更はありません。営業時間の変更に伴いまして、駐車場を利用する時間についても午前8時45分から午後10時を、午前6時45分から午後10時としております。

店舗周辺見取図が21ページにございまして図面でご説明させていただきます。21ページは広域見取図でして、西京区役所の北のほうに位置するところがございます。ページをめくっていただきまして26ページが周辺の用途地域図になっております。この店舗につきましては第

1種低層住居専用地域と第2種住居地域にまたがった位置になっておりまして、道路の南側は近隣商業地域という立地条件になっております。

27ページにもう少し周辺の住宅も入った図面を載せておりますけれども、それでご説明させていただきます。東側を除いて基本的に住居がございます。道路につきましては南側と東側に道路が接合しております。東側につきましてはその先に市立桂中学校があるという状況です。27ページの図面で追加で申しますと、騒音予測地点につきましては1～5番の5地点、敷地境界はA、B、C、Dの4地点でやっております。このうち予測地点4が近隣商業地域ですので、基準値は少し高い数値となっております。

戻っていただいて2・3ページにつきましては、今、図面でご説明させていただいたような周辺の状況について書かせていただいております。建物としては2階建てになっておりまして、1階が駐車場とバックヤード、それから2階部分にお店があるという構造になっています。このお店の開店年月日につきましては平成11年7月9日となっております。

4ページが施設の運営に関する事項です。建物自体はコーナン商事の建物ですけれども、小売業者は株式会社グルメシティ近畿がすべて借り上げて運営しているということでございます。次に5ページからは店舗の内容です。駐車場につきましては営業時間の変更ですので特に変更はありませんが、現状の来台数については6ページですけれども平成26年2月に実績を調査しております。休日のほうが朝は若干多い台数になっておりまして、朝は8時台で約30台、27台の車が来ている。それが2時間前倒しになって車が来るという形で届出上は予測しております。それから駐車場の利用時間が変わりますので、このような形で前倒しで台数を検討しております。

基本的に駐車場内の歩行者の安全、排ガスに関する対応策として7ページに詳細を書かせていただいております。基本的に左折入場、実情は右左折出場として、繁忙期には交通整備員等を配置し、適切な入出場を行うとともに、歩行者・自転車の安全確保を最優先しております。また、排ガスや防音対策として駐車場内の不必要なアイドリング、クラクション、空ぶかしに対する注意書きを掲示して啓発しております。

続いて8ページが駐輪場の計画になっております。駐輪場につきましても特に変更はありませんが、今回、朝の時間が増えますのでここを利用されている方は朝来られるという形になっています。駐輪場は特に朝の利用台数の予測はしておりませんが、実態として8ページの試算表に2月の平日・休日における実績を示しております。だいたい平日のほうが多くて朝9時台でバイクを合わせて45台程度ですけれども、それ以下ぐらいの台数が朝に来ると考えております。それから利用状況で、今回届出台数は駐輪場60台ですけれども、最大で60台以上来ているという実態がございました。ただ、実態としては路上に駐輪することはなく、敷地内ですべて収まっています。現状はそういう形で運営しております。

続きまして10ページに荷さばき関係を載せています。荷さばきにつきましても今回営業時間は朝が早くなりますけれども、荷さばき自体は特に変更なく運営できますので、荷さばき台

数等については変更せずに朝9時から夜9時までの運用で行っております。荷さばき車両につきましても左折入庫, 左折出庫として, できるだけ周辺に迷惑をかけないようにしております。また, 朝につきましては, 通学の生徒等に十分注意を払って運営していくという形にしております。

続きまして 12 ページが騒音に関する検討でございます。騒音については, 今回朝9時から朝7時の営業時間変更ですので, 騒音の予測については基本的には昼間の時間帯の変更になっています。ただ, 今回併せて夜間の予測計算をしておりますと予測結果が 15 ページになります。15 ページの表でまず等価騒音レベルの予測をしておりますと, 今回変更がある昼間の時間帯の午前6時から10時については住居系の基準値55dB, 商業系の基準値が60dBに対しまして, 住居系は最大で予測地点1の2階で51dB, 商業系では予測地点4の53dBということで, 環境基準値を下回った結果となっています。夜間につきましても最大で35dBということで基準値を十分下回っております。

もう一つ, 夜間の最大騒音につきましても今回の変更には直接関係しませんが予測をしておりますと, それが17ページに載っています。これにつきましては基準値が40dBになっていますが最大で38dBということです。騒音に関する配慮事項, 及び基本姿勢としては12ページに記載しております。早朝, 夜間の荷さばきは早朝6時以前, 夜9時以降の荷さばきは禁止して, 朝につきましてはブザー等を消音するよう徹底しています。荷さばきについては不必要なアイドリングの禁止, またできるだけ静穏化に努めるように作業等に配慮しております。空調設備等につきましてもできるだけ稼働時間を最低限としまして, 閉店後は速やかに止めるという形でできるだけ周辺への騒音低減に努めているという形で運営しています。騒音につきましては以上です。

18 ページが廃棄物に関する運営でございます。廃棄物につきましても営業時間が延びますけれども, 届出前の現状では廃棄物が保管庫からはみ出ているというようなことはございませんでした。今回もそのなかで運用できるという形で, 廃棄物も基本的に大きく増加しないと考えております。現状につきましてもそのような状況になっております。

最後に 19 ページに現時点の維持・運営に関する問題点, または課題, 配慮事項に関する経緯等を記載させていただいております。まず課題につきましては, 駐輪場の利用状況が先ほど申しあげましたように設置台数を超過していますが, 実際には敷地外の歩道等へあふれておらず敷地内で処理できています。現状でもそのような状況で特にあふれてはおりませんが, 今後もしあふれるようなことがあれば, 必要に応じて駐輪枠を設けて駐輪場の整備を行っていきたいと考えています。

変更による配慮事項に関する影響としては, 今回の変更は朝の営業時間の変更で駐車場, 駐輪場, 荷さばき, 廃棄物に関しては変更することはありません。また, 車両の出入口, 東側の道路に面したところは通学路になっていないことを確認しておりますけれども, 営業時間の変更が朝の通学時間にあたりますので, 必要に応じて交通整理員を配置するなどの安全対策を

講じていきたいと考えております。以上でございます。

●恩地会長 ありがとうございます。それではただ今のご説明に関しましてご質問、ご意見があればお願いいたします。

●石原委員 何点かあるのですがけれどもまとめてご質問させていただきたいと思います。図面によっては信号機のマークがあるのですが、実際にどういう形で信号がついているのかを教えてくださいたいのと、それに関わって、そのほうの質問としては右折入庫の車両が現状として南北方向の通行を妨げているような実態があるのか、ないのかということ、まずおうかがいしたいということです。

それから駐輪に関してのところ、特にバイクがオーバーしているという実態は、原付 12 台のところを 15 台とか十何台ととまっているときがあるのですが、敷地外には出ていないということであれば、実態としてはどこにとまっているのかということをおうかがいしたいということ。課題のところ、必要に応じて交通整理員を配置するということですが、実態として今どのようにされているのか。その三点をおうかがいできますか。

●グルメシティ上桂（増田） お答えいたします。まず、信号機の件ですけれども押しボタン式の信号機が桂中学校側から、店舗の東側に設置されていまして、お店から車が出庫する際の場所に信号機が設置されています。入庫側のほうには信号機はございません。右折入庫は原則禁止ということで左折出庫していただくように配慮しておりますけれども、やはり右折で入って来られる方がまったくないということではございませんが、歩行者の進入を妨げるような状況にはなっていないと把握しております。

●石原委員 車の通行です。渋滞しないかということです。

●グルメシティ上桂（増田） 渋滞はありません。

●石原委員 それでとどまることはないということですか。

●グルメシティ上桂（増田） ありません。あとはバイクの数がオーバーしているという件ですけれども、こちらのほうにつきましては屋根のある駐輪場、あるいは屋根のない店舗の東側の駐輪場に駐輪していただいておりますので、先ほど申しあげたとおり、歩道にあふれるということにはいっさいなっておりません。あとは警備員の配置につきましてはオープン当初、改装オープンした当初は配置をしておりましたが、その後、お客様の状況を判断しながら、現在のところは警備員を配置していないという状況です。今後につきましてはその状況を見ながら

必要があれば配置していくという所存でございます。

●石原委員 あふれたバイクが東側の屋根のない駐輪場にとめているというのは、例えば 23 ページの図でいくとどの部分にあたるのですか。

●グルメシティ上桂（増田） 右側に「原付」と書いています。その下です。入口のところと原付の赤枠の間隙ぐらいのスペースにもとめられています。

●石原委員 オーバーしているのならそこを駐輪場にしていればいいのではないかと思うのですけれども、そのへんはいかがですか。

●グルメシティ上桂（増田） 現在はラインを引いて駐輪できるスペースにしています。

●石原委員 実態としてはそうなっている。

●グルメシティ上桂（増田） はい。

●恩地会長 よろしいですか。ほかにご質問、ご意見はございませんか。

●縄田委員 ご説明ありがとうございました。道路を挟んで向かいに中学校がありますけれども、その道路を中学生が横切る、横断されるということは多いのでしょうか。

●グルメシティ上桂（増田） お答えさせていただきます。歩行者のほうは、7時から9時の時間帯で事前に歩行の確認をさせていただいております。こちらのほうの通路につきましては、通学路にはなっておりませんので生徒の通行はございません。

●縄田委員 ありがとうございます。

●井上委員 6 ページのところに2月20日時点で予測をしておられますけれども、これは実際運用後には時間別の台数などを調査されているのでしょうか。実際に朝の時間帯はどのぐらいとまっているのかを把握されておられるのでしたらお願いします。

●グルメシティ上桂（増田） ありがとうございます。朝の時間帯はほとんど歩行者の方、車の方が多く、自転車で来られる方はほとんどおられないのが現状です。

- 井上委員 車での来店はいかがでしょうか。

- グルメシティ上桂（増田） 車は1時間に2～3台、8時から9時の時間帯で5～6台というところかと思います。

- 井上委員 予測のところではわりと多めに予測しておられて、6ページのところで40台、50台という予測があったと思いますが、それよりは多くなっていない、わりと少ない目であるということでしょうか。

- グルメシティ上桂（増田） 当初は車でのご来店がもう少し多いと予測しておりましたが、予想以上に歩行者の方が多いということで、車についてはこの範囲内で収まっております。

- 井上委員 わかりました。

- 恩地会長 私のほうからも、荷さばきの朝の時間帯は午前6時台というとまだ寝ておられる方も半分以上おられる時間帯ですけれども、この時間帯の荷さばきに対する苦情等は今のところはいかがでしょう。ありますでしょうか。

- グルメシティ上桂（増田） お答えいたします。苦情やご意見はいっさいございません。円滑に運用させていただいております。

- 恩地会長 ありがとうございます。ほかにご質問、ご意見はございませんか。よろしいでしょうか。
ほかにご意見、ご質問がないようでしたら次に現地調査の実施、及び追加資料請求の有無についてお聞きしたいと思います。まず、現地調査についてはいかがでしょうか。今のお話ですとあまりないような気もしますけれども、現地調査はなしということでもよろしいでしょうか。

- （委員から特に発言なし）——

- 恩地会長 そうしましたら現地調査につきましては各委員が、もし行きたいということでしたら各自で行かれることとして、揃っての現地視察は行わないことにいたします。案内が必要な場合は事務局からの案内ということにさせていただきます。よろしく申し上げます。
次に追加資料について、これもないように思われますが。

- 事務局 特になかったように思います。

●恩地会長 追加資料はなしということでよろしいでしょうか。

——（異議なしの声）——

●恩地会長 ありがとうございます。それではこれで届出者からの説明を終了いたします。ご担当の方々、どうもご苦勞様でした。ご退席いただいて結構です。

●グルメシティ上桂 ありがとうございます。

——（担当者退室）——

3 平成 26 年 2 月届出案件

「コープ二条駅に係る答申案検討」

●恩地会長 次に、議題 3 の「コープ二条駅」の答申案検討を行います。その前に、届出内容の一部取下げがあるとのことですので、事務局から説明をお願いします。

●事務局 それではコープ二条駅の届出の一部取下げについて説明させていただきます。事前にメールでは少し書かせていただいたのですが、今回コープ二条駅の変更が平面駐車場にゲートを設置してゲート管理をする。それに合わせて平面駐車場の区画を変えたということで、当初 41 台あった駐車台数が 33 台に減ることがありました。それに対して、41 台から 33 台に減るので、まずその減った 8 台をいったん臨時駐車場で、隔地駐車場で確保するという内容で最終的には 33 台に減る。それに合わせて駐車場の中身の区画のレイアウトの関係で、駐輪場の位置を変更するということがありました。それが今回の届出の内容でございました。

前回のご審議を受けて、コープ二条駅の状況を調査して届出者のほうとしてその対応について話している最中に判明したのですが、駐車台数についてこの店舗は立地法施行から 2 年ぐらい、平成 13 年ぐらいに届出、新設を行った店舗ですが新設時の届出駐車台数は 29 台でした。その後、営業時間の変更等はあったのですが、駐車場の台数としては増加したり、減らしたりという届出は出されていませんでした。ただ、実際は 41 台に増えていました。大店小売店舗立地法上、駐車場の台数が増える場合は届出はいりませんので、無届で 41 台まで増やすことは可能です。駐車場の位置が変わったり、駐車場の出入口の位置が変わったりした場合は届出が必要ですが今回そういったことはありませんので、手続きは届出不要で問題なく 41 台までできていたという状況です。

ということで届出上、実際は41台から33台に減少になるのですが、立地法の届出上は29台が33台になるということで届出上は駐車台数の増加ということになります。増加というのは、先ほど申しあげましたとおり届出を出す必要がございませんので、今回駐車場に関しては変更の届出が不要となります。その点が判明しましたので駐車場に関しては、届出者のほうと話がありましてこちらのほうもチェックが漏れていたということもありますので、駐車場の届出については取下げとなります。先ほど臨時駐車場で8台確保とありましたけれども、これももともと41台だったという状態を維持するための臨時駐車場でしたので、それを維持する必要がないということになりますので、臨時駐車場自体も届出内容としては取下げになるということで、今、届出者のほうと協議している状況でございます。

本日、その点についてご了解いただきましたら駐車場に関する変更事項は取下げを行うということを考えておりますので、変更事項としては駐輪場の位置の変更のみとなります。したがって今回、審議会でご議論いただくのも駐輪場の位置の変更に関する部分となります。

ただ、今回のコープ二条駅の審議に関しましては、これまで駐車待ち車両が並んでいることについてご審議いただいたという経過がございます。また、駐輪場の位置の変更が平面駐車場の区画のなかにある駐輪場の位置を変更するということですので、駐車場の状況とまったく関連がないと言い切ることもできないと思っています。前回、資料要求しました「コープの日」の駐車場の状況については届出者から説明を受けて、一定ご議論をいただければと思っています。ただ、それが審議会の答申なり、市の意見にどこまで反映できるかということもあるので、ここまでの審議の経過もあり、それについては届出者のほうも対策を考えておりますので対策をここでご説明いただき、ご検討していただければと思っています。

本来ですと今回答申案をお示ししてご議論いただくはずですが、このような状況でございまして訂正後の変更計画説明書がまだできていない状況ですので、それを踏まえたうえで次回、答申案そのものについてはご審議いただこうと考えております。事務局のほうもチェックが行き届いていなかったということがございまして、誠に申し訳ございませんでした。

●恩地会長 ただ今の説明につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問はございますか。要するに今回は、手続き上は駐輪場の位置変更のみが審議の対象となるということではありますけれども、一方で生活環境への影響をわれわれとしてはきちんと見ていきたいということもありますので、実際に路上に駐車待ちの車があふれていることがわかってしまった以上、それを見過ごすのもどうかということで、そこはお願いベースということになるかもしれませんけれども、必要な対応をしていただくようお願いをしていきたいというようなところかと思っております。

それに伴いまして今回の答申書をご提示するところも、次回に回すことになるということでも、なんとかご理解いただけないかということですが、何かご意見、ご質問はございますか。よろしいでしょうか。

●井上委員 駐輪場の出入口について数は変わらないということですが、車両の出入口は変わるのでしたか。

●事務局 駐車場の出入口の数と位置は、当初からは変更しません。今回お渡しした分については臨時の駐車場を設ける関係で、臨時駐車場の出入口が一つ増えますので、取下げ前でいいますとそういう変更部分があるのですけれども、結果的には今回臨時駐車場は確保しなかったということになります。それがどうかということはあるのですけれども、届出上は出入口の数も位置も変更しないというように訂正されます。

●井上委員 車両出入口の3も位置は変わっていないということですか。若干左にずれているのでしたか。

●事務局 車両出入口3につきましては、まったく大きく移動する場合は位置の変更になるのですが、ほとんど続いて動いているような状態ですので、これは位置の変更には当たらないと事務局では理解しています。

●井上委員 わかりました。

●恩地会長 実態的にはいろいろ変更があったのですが、届出上は審議の対象となるような変更はなかったということになります。よろしいでしょうか。ほかに何かご質問、ご意見はございますか。

ないようでしたら「コープの日」の状況について、前回宿題になっていたことについて届出者から説明を受けたいと思います。担当の方々に入っていただきますので、事務局、お願いします。

——（担当者入室）——

●事務局 それでは「コープの日」の状況について、事務局のほうでも見てきております。それについて説明させていただきます。

資料の25ページをご覧くださいませでしょうか。「コープの日」ですけれども、今回8月の「コープの日」が8月2日（土）と3日（日）が「コープの日」にあたっております。届出者に確認したところ、最初にチラシを入れた初日がいちばん来客が多いと聞いておりますので、2日（土）、「コープの日」の初日の状況を事務局のほうも見に行っております。いちばん来客が多いだろうと予測される時間帯、14時30分過ぎぐらいからの状況を書いております。それが25ページの表になります。

ここに書いています時間帯駐車待ち車両、主に御池通側を見ておりますので御池通側で待機車両が発生した状況を見ております。発生した時間帯、その時間、最大待機車両数の台数を記載しております。これでご覧いただけますとおり、蛍光の黄色で塗っている時間帯、6台、9台と多く台数があった時間帯がだいたい午後3時半から6時までの2時間半ぐらいがいちばん駐車待ち車両が並んでいた状況になります。これが午後6時以降も少しありまして、6時半ぐらいにはほぼなくなっている。完全になくなったのが午後6時40分という状態です。

こちらにつきましては店舗の裏側の入口もほぼ待機車両があった状況になります。具体的には次のページの27ページにその写真を載せています。上の写真がコープの駐車場の御池通側の状況です。御池通側でずっと並んでいる車が写っています。これが駐車待ち車両が御池通に並んでいる状況です。右側に青い服で警備員の方が写っています。この同時時間帯の裏側の状況が下の写真です。裏側の道路です。こちらにつきましては駐車待ち車両が6、7台ぐらい並んでいます。その左側に通り抜けの車があるのですけれども、このように並んでいるという状況です。これが事務局のほうで見た状況でございます。

これにつきまして同じ日に届出者のほうが調査しまして、その資料が提出されています。それが29ページ以降になります。それにつきまして今からご説明いただこうと思っておりますのでよろしく申し上げます。

●コープ二条駅（田中） 京都生活協同組合管財開発部の業務担当をしております田中と申します。それから店舗開発の岡崎と申します。

●コープ二条駅（岡崎） よろしく申し上げます。

●コープ二条駅（田中） それでは簡単に当日の状況の調査結果の説明をさせていただきます。この日は天候が曇りときどき雨というような状況で、通常の晴れの日よりは車での来店者が多い日となりました。時間帯別に書いてはありますが、午前中の待機車両も11~12時のところでも発生したのですが、ここの時間帯は通常の晴れの日ではまず待機車両は発生していない時間帯です。午後2時半から3時に入ってからですけれども、待機車両が午後6時半ぐらいまでずっとあるという状況が確認されました。そうした諸々の説明の詳細は読んでいただくとおわかりになると思うのですが、こういった状況であるということです。

このような待機車両が発生しているということ自体は、われわれも大変なことだという認識には立っております。ここに今後の対策を書いていますけれども、ホームページで徒歩と自転車の来店を促す。ここに関してはすでに準備段階に入っております。また土日の来店者に対しての店内放送も、店舗のほうで店長判断において適宜行っているところです。4番目の、すぐに実現できないという自転車、徒歩での来店者へのサービス、メリットですが、ここに関してはいろいろな見地から検討したのですが、コープ二条駅のためのサービスは難しいであら

うという判断がありまして、4番については無料時間帯を今1時間半は無料としているのを1時間に短縮することを、私どもの部署としては店舗ないし店舗運営系のほうに発信して、今、提案しているところです。

ということが待機車両に対して現在取り組んでいる状況です。あとは何か具体的に説明するようなことがあればご説明させていただきますがございませんか。

●事務局 警備員については。

●コープ二条（田中） 警備員につきましても、現在満車になったときに路上待機は遠慮していただくようにという案内をさせてもらっています。

●恩地会長 ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、委員の皆様からのご意見やご質問をいただきたいと思うのですが、その前に先ほど確認したことをもう一度申しあげたいと思います。今回の審議というのは、駐輪場の位置の変更というところのみが審議の対象になるということに結果的になったのですけれども、ただ、駐車待ちの車が実際発生していることが判明してしまった以上、そちらについては審議の対象ではないので意見を付けることはできないのですけれども、善処をお願いしたいということになると思います。それに関連していろいろご質問やご意見を申しあげることになりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから前回、私のほうが勘違いしてしまして、指針で定められた駐車場の台数を減らすことは問題というような言い方をしてしまいましたけれども、指針で定められた台数は9台ということですね。それは届出資料にも書いてありました。それが一方、9台であるにもかかわらずむしろ33台ということで、指針の3倍以上の台数を実際整備していることはいかがかということ、一方で考えなければいけないかなと思ったりもします。

そういったことも少し整理させていただいたうえで、委員の皆様からのご意見、ご質問をお願いできればと思います。どなたからでも結構です。よろしくお願ひします。いかがでしょうか。

●石原委員 追加資料をどうもありがとうございました。一点だけおうかがいしたいのですけれども、臨時駐車場がどの程度有効に機能しているのかどうかというところで、警備の方が誘導していただくということですが、御池通からいくとかなり遠回りをしないといけないということがあって、そのあたりの状況をお聞かせいただければと思います。

●コープ二条駅（田中） ご指摘のとおり、御池通側で待機されている方に関しては、二条駅の駐車場のレイアウトの配置を熟知されている方で、なおかつ同意していただけた方のみ、誘導可能な状態になっておりまして、私も当日、二条駅の北側の通りで何とか臨時駐車場のほう

で我慢できないかということ呼びかけながらしていたのですけれども、待機しているうちの10台に1台ぐらいしか同意していただけなくて、臨時駐車場へグルッと回るという手間がやはり来店者の方は重荷になるかと思えます。たしかに大幅に来店が増えるときには、誘導することで少しでも待機車両を減らすという努力は続けていくつもりでございます。

●恩地会長 私のほうから、「コープの日」が土曜・日曜、月に1回あるということで、年間というと24日ぐらいあります。それとおそらく年末のセールのようなものも別途あると思えます。するとおそらく年間30日近い日数で路上の待機車両が出て、2車線のうち1車線を一企業のために占有するという状況が出てしまうということは、やはり大きな問題だと思います。今日の資料の4にも書いてあるように、待機車両を発生させない。満車のときには通過させてしまうという対応をしていただくということでよろしいでしょうか。そういうお願いができるということでよろしいでしょうか。

●コープ二条駅（田中） その件に関しては具体的な対応としては、現在警備員がプラカードを持って、今までは路上待機の人に通過してくれと言うことはやっていなかったのですが、プラカードで「ただいま満車につき、路上待機はご遠慮願います」ということを明示して、それを回避しようと考えております。

●恩地会長 ぜひそのようにして路上待ちがなくなるように対応をお願いしたいと思います。それからやはり先ほども申しあげましたけれども、駅前に立地しているので指針上は9台でいいということになります。京都市は歩くまちづくりを考えて推進しようとしていますし、そのほうが皆さん、安心して生活できますのでできるだけ車の利用を減らす。駐車場をたくさん増やしてということではなく、車の移動を減らす方向で今回90分の無料時間を60分に減らすということでしたけれども、そのあたりを実効性がどれぐらいあるかという状況を見ながらもっと減らす努力をしていただきたいということを、意見としてはいえないのですけれどもお願いしたいということをお願いします。

ほかに何かご意見、ご質問等はありませんか。

●縄田委員 勉強不足で質問なのですがすけれども、指針上は9台ですか。私は29台と理解していたのですがすけれども。

●恩地会長 私も見逃していたのですがすけれども、今回届出資料のなかに小さい字ですがすけれども指針上は9台と書いてあって、おそらく計算根拠をそこに示されていなかったのですがすけれども、前回の届出で計算指標を示したもので9台ということになっていたと思えます。

●事務局 基本的に指針上、用途地域が商業系か、それ以外で変わってくるのですが、商業系の場合、駅から近いと台数がかなり小さくなります。今回、店舗自体もそれほど大きくない店舗であるということと、二条駅からほぼ 10、20 メートルという距離になってしまうので、指針上の台数でいくと 9 台設ければいいという形で出てきます。実際、当初の新設の届出のときには計算上は 9 台ぐらいですけれども、実際は 29 台設けるということで 29 台として届出がされていたという状況です。

●恩地会長 よろしいでしょうか。何かご質問、ご意見はございませんか。

もし、ないようでしたらこれで届出者からの説明を終了したいと思います。ご担当の方は、調査のほうもしていただきましてどうもありがとうございました。ご退席いただいて結構です。

●コープ二条駅 ありがとうございます。

—— (担当者退室) ——

●恩地会長 それでは先ほども申しあげましたけれども、コープ二条駅店についての答申案については、次回の審議会で審議することにいたしますのでよろしくお願いします。

4 報告事項

●恩地会長 それでは次に議題 4 「報告事項」についてですが、事務局お願いいたします。

●事務局 それでは 35 ページの資料 5 をご覧いただけますでしょうか。(仮称) 万代五条西小路店につきましては 7 月の審議会で答申をいただいたところですが、答申をもとに市の意見がない旨を 8 月 27 日付で通知いたしました。通知文を付けておりますので、またご参考にご覧いただけますようお願いいたします。

次に資料 6 をご覧いただけますでしょうか。41 ページです。これは毎回提出させていただいております「立地法に係る計画一覧」でございます。手続中の届出案件と審議会の今後の審議予定を載せております。また 43 ページに、今後のスケジュールを記載させていただいております。

8 月の届出受理案件ですけれどもショッピングセンタートバポという伏見区のほうで、国道沿いのラウンドワンのそばになりますけれども店舗がございまして、アサヒプラザというホームセンターと西友下鳥羽店と、ひごペットフレンドリーというペットショップの三つの複合店舗になるのですが、アサヒプラザが閉店してその跡地にジョーシン電機が出店を予定しております。ジョーシンが出店するのですけれども法律上は三つを一体の店舗と見ますので、新設で

はなく既存店舗の変更ということで駐車場の位置や荷さばき位置の変更等がありますので、それを受理しております。あとは高島屋京都店の変更につきましては、利用台数が少ない契約駐車場がありましてそこが1カ所、営業を終了されるということで、それに伴いまして駐車台数の減少等を受理いたしました。

このところでご参考までに9月、10月のスケジュールを書いておりますが、11月に市の意見がなしであればという前提になるのですけれども、11月は審議会の開催案件がありませんので11月は審議がないかもしれないという予定をしております。それに関連しまして、終わったあとでご意見をおうかがいしようと思っているのですけれども、12月に前回ご報告しましたダイエー桂南店の計画説明があります。通常ですと毎月末に開催しておりますけれども11月がない場合は、12月に月末から中旬に繰り上げて開催しようということを考えております。それはまたご意見をお聞かせいただければと思います。以上でございます。

●恩地会長 ありがとうございます。ただ今の事務局からの報告について、各委員におかれまして何かご質問等はございますか。あるいは先ほどの日程の件はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。特になければ日程の件も、12月中旬頃に早めて開催するといったことでお願いできればと思います。

5 その他

●恩地会長 次の議題に移ります。議題5「その他」です。何かございましたらご発言をお願いいたします。

——（特に発言なし）——

●恩地会長 特にないようですので、それではこれで本日の審議会を終了したいと思います。その前に事務局から事務連絡等があれば発言をお願いします。

●事務局（小山課長） どうも長時間のご審議ありがとうございました。ご連絡でございます。次回の審議会につきましては9月29日（月）14時から、場所は本日と同じく職員会館かもがわで実施する予定にしております。ご予約のほう、よろしく願い申し上げます。

なお、当日の議題につきましては、コープ二条駅に係る答申案の検討、アバンティに係る答申案の検討、そしてグルメシティ上桂店に係る答申案検討です。本日、説明のありました三つの案件に関して答申案のご検討をいただきたいと思います。また、10月17日にグランドオープンを予定しておりますイオンモール京都桂川につきまして、すでに意見のほうは出しているわけですけれども、交通対策などの付帯意見への対応状況について報告をいただくということ

で考えております。ご出席，よろしくお願ひ申しあげます。以上でございます。

●恩地会長 繰り返しますけれども次回の審議会は9月29日（月）14時から，職員会館かものがわ，この場所になります。当日の議題はコープ二条駅に係る答申案検討，アバンティ，及びグルメシティ上桂店の答申案の検討です。

次回の審議会において特に非公開とすべき部分もないように思われますので，公開としたいと思ひますけれども皆様のご意見はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

また，次回審議会では出席機関につきましても，指針の項目と関係の深い機関に出席をお願ひしたいと思ひます。何かご意見はありますでしょうか。

——（異議なしの声）——

●恩地会長 それでは特にご異議もないようですので，次回審議会も公開といたします。出席機関についてもご異議ないようですので，事務局より関係機関の出席を求めてもらいます。

閉 会

●恩地会長 それでは，これで第142回京都市大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。ありがとうございました。

●事務局（小山課長） どうもありがとうございました。